

「相続放棄・限定承認の申述の受理の有無等の照会」について

岡山家庭裁判所

1 照会先の家庭裁判所について

相続放棄・限定承認の申述は、被相続人（亡くなられた方）の最後の住所地（住民票の写し又は戸籍附票等で確認してください。）を管轄区域とする家庭裁判所で取り扱われます。岡山家庭裁判所本庁、各支部及び出張所の管轄区域は末尾のとおりですので、管轄裁判所へ照会してください。

2 照会することができる方について

- 相続人（相続放棄をした人は含まれません。）
- 被相続人に対する利害関係者（債権者等）

3 照会手数料について

照会手数料は不要です。返信用切手は必要です（後出）。

4 照会手順について

(1) 照会書等の作成

ウェブサイトに掲載している「相続放棄・限定承認の申述の有無等についての照会書」及び「目録」を利用するなどして必要事項を記入し、管轄区域に応じて持参又は郵送して下さい。

- ・ 記入の際、**戸籍の記載どおり正確**に記入してください。
- ・ 照会対象者の氏名に婚姻又は養子縁組等による変動がある場合には、旧姓なども必ず記入してください。
- ・ 調査は**記入された情報**に基づいて行います。
- ・ 「目録」は、原本1通及び写し1通を添付してください。

(2) 照会書の添付資料等

照会書の添付資料等は、原則として次のとおりです。回答に必要な場合は、追加で書類の提出を依頼することがあります。

照会者が相続人の場合

- 被相続人の戸籍（除籍，改正原戸籍）謄本（死亡日の記載のあるもの）のコピー
- 照会者が被相続人の相続人である（※）ことを確認できる書類（戸籍等）のコピー
- 照会者が当該相続人本人であることを確認できる書類（運転免許証，パスポート，健康保険証等）のコピー
- 返信用封筒・返信用切手84円

照会者の宛先宛名を記入して郵便切手を貼付してください（重量超過で料金が不足する場合には、不足料金受取人払いで送付させていただくことがあります。）。

(※) 後順位相続人からの申請の場合、尊属又は兄弟姉妹（おいめい）であることが分かればよく、被相続人の出生から死亡までの戸籍といったものまでは必要ありません。

照会者が被相続人に対する利害関係者（債権者等）の場合

○ 照会者資格証明資料

<法人のとき>

照会者が当該法人の代表者（登記されている支配人）であることを確認できる代表者事項証明書等の**原本（発行日から3か月以内のもの）**

<法人でない社団又は財団のとき>

照会者が当該団体の代表者であることを確認できる書類（議事録及び規約等）の**コピー**

<個人のとき>

利害関係人本人であることを確認できる書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等）の**コピー**

○ 利害関係疎明資料

利害関係の内容，利害関係者及び債務者等の住所，氏名並びに生年月日等の個人特定情報を確認できる契約書，印鑑登録証明書，登記事項証明書，判決書等の**コピー**（契約書等だけでは利害関係が把握できない場合には利害関係を具体的に記載した利害関係説明書）

○ 被相続人の戸籍（除籍，改正原戸籍）謄本（死亡日の記載のあるもの）の**コピー**

○ 被相続人と債務者等の同一性確認資料

申請書に記載する被相続人の住所等と利害関係疎明資料の債務者等の情報が異なるときは，同一人物であることを確認できる戸籍附票又は住民票（本籍地記載のもの）の**コピー**（保存期間経過等により取得できない場合には，その旨の証明書並びに被相続人及び債務者等の同一性に関する事情説明書）

○ 債権回収委託関係資料

照会者が利害関係者から債権回収の委託を受けた者であるときは，利害関係者から照会者への委託を確認できる証明書の**原本又は委託に関する契約書等のコピー**

○ 返信用封筒・返信用切手84円

照会者の宛先宛名（代表者宛ではなく支社，支店等宛てでも可）を記入して郵便切手を貼付してください（重量超過で料金が不足する場合には，不足料金受取人払いで送付させていただくことがあります）。

照会者が代理人弁護士に依頼した場合

○ 委任状の原本

なお、弁護士以外の方は代理人になれません。

5 調査対象期間について

調査できる期間は以下のとおりです。

申述がなされた後、30年を経過しているものについては、調査不能です。

ア 被相続人の死亡日が平成18年1月1日以降の場合

死亡日から調査日まで

イ 被相続人の死亡日が平成17年12月31日以前の場合

いわゆる第1順位者の場合、死亡日から3か月間。

後順位者の場合、先順位者が相続放棄をしていることが判明している場合には、先順位者の相続放棄申述が受理された日から3か月間、先順位者の相続放棄申述が判明しない場合には、死亡日から3か月間。

ただし、相続放棄の申述等が平成18年1月1日以降になされているときは、アと同じ期間で回答できることがあります。

6 再照会の場合の添付資料について

「相続放棄・限定承認の申述の有無等の照会」に対する回答から1年以内に同一の利害関係に基づいて再照会を行う場合には、前回の「回答書」のコピーを添付すれば、上記4記載の添付資料等は省略できます。ただし、代表者事項証明書等原本及び返信用封筒は提出が必要です。

被相続人又は照会者が日本国籍を有しない場合

日本国籍を有しない方は、住民票の写し、死亡届記載事項証明書、死亡した外国人に係る登録原票の写し、家族関係登録簿、親子関係公証書又は父母の記載のある出生証明書等（外国語で記載されているものは要翻訳文添付）のいずれかの公的書類を戸籍の代替としてください。

(岡山家庭裁判所本庁，各支部及び出張所の管轄区域)

○岡山家庭裁判所

所在地，担当部署

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-42

訟廷記録係 086-222-4168

管轄区域 岡山市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，高梁市，真庭市のうち旧北房町 和気郡，加賀郡

○岡山家庭裁判所倉敷支部

所在地，担当部署

〒710-8558 岡山県倉敷市幸町3-33

家裁受付係 086-422-1393

管轄区域 倉敷市（児島支所，玉島支所の各所管区域及び旧船穂町を除く），
総社市，都窪郡，笠岡市，井原市，小田郡

○岡山家庭裁判所新見支部

所在地，担当部署

〒718-0011 岡山県新見市新見1222

受付係 0867-72-0042

管轄区域 新見市

○岡山家庭裁判所津山支部

所在地，担当部署

〒708-0051 岡山県津山市椿高下52

受付係 0868-22-9327

管轄区域 津山市，美作市，真庭市（旧上房郡北房町を除く），苫田郡（鏡野町），勝田郡（勝央町，奈義町），英田郡（西栗倉村），久米郡（久米南町，美咲町），真庭郡（新庄村）

○岡山家庭裁判所玉野出張所

所在地，担当部署

〒706-0011 岡山県玉野市宇野2-2-1

受付係 0863-21-2908

管轄区域 玉野市

○岡山家庭裁判所児島出張所

所在地，担当部署

〒711-0911 岡山県倉敷市児島小川1-4-14

受付係 086-473-1400

管轄区域 倉敷市のうち，児島支所の所管区域

○岡山家庭裁判所玉島出張所

所在地，担当部署

〒713-8102 岡山県倉敷市玉島1-2-43

受付係 086-522-3074

管轄区域 倉敷市のうち，玉島支所の所管区域及び旧浅口郡船穂町，
浅口市，浅口郡（里庄町）